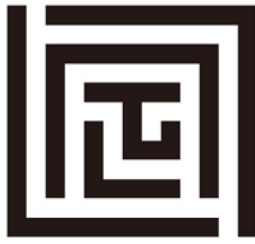


改正後

(基準適合証印)

第八条 基準適合証印は、次に掲げる形状により、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印又ははり付け印により付するものとし、容易に識別できる大きさとする。この場合において基準適合証印には、法第十六条第一項第二号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。



2 基準適合証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合は、特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい本体の部分に付さなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が適切でないとき国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が認める場合において、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

改正前

(基準適合証印)

第八条 基準適合証印は、次に掲げる形状により、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印又ははり付け印により付するものとし、容易に識別できる大きさとする。この場合において基準適合証印には、法第十六条第一項第二号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。



2 基準適合証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合は、特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分に付さなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が適切でないとき国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が認める場合において、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

(年月の表示)

第九條 基準適合証印とともに付する法第九十六條第二項の有効期間の満了の年月の表示及び同條第三項の基準適合証印を付した年月の表示の方法は、特定計量器檢定檢査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第二十五條及び第二十六條の規定を準用する。この場合において、「打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合にあつては」とあるのは「付する方法にかかわらず」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、基準適合証印とともに付する法第九十六條第二項の有効期間の満了の年月の表示及び同條第三項の基準適合証印を付した年月の表示の方法が適切でないと研究所又は日本電気計器檢定所が認める場合にあつては、研究所又は日本電気計器檢定所が個々に定めることができる。

3 前二項の年月は、法第九十六條第二項の年月にあつては第七條第二号の檢査を行った日を起算として定め、法第九十六條第三項の表示を付した年月にあつては第七條第二号の檢査を行った日の属する年月として定める。

(はり付け印による基準適合証印の表示)

第九條の二 基準適合証印をはり付け印により付する場合は、經濟産業大臣が定める様式により付するものとする。

2 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(年月の表示)

第九條 基準適合証印とともに付する法第九十六條第二項の有効期間の満了の年月の表示及び同條第三項の基準適合証印を付した年月の表示の方法は、打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合にあつては、特定計量器檢定檢査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第二十五條及び第二十六條の規定を準用する。

〔新設〕

2 前項の年月は、法第九十六條第二項の年月にあつては第七條第二号の檢査を行った日を起算として定め、法第九十六條第三項の表示を付した年月にあつては第七條第二号の檢査を行った日の属する年月として定める。

(はり付け印による基準適合証印の表示)

第九條の二 はり付け印の形状により基準適合証印を表示する場合は、經濟産業大臣が定める様式により付するものとする。

2 「略」